

入院患者預かり金等の保管・管理にかかる約定書

病院管理者精神医療センター所長（以下「甲」という。）と患者または親族等

（以下「乙」という。）は、入院期間中下記の事項に

について合意する。

- 1 乙は下記の患者の入院生活に必要な預かり金の保管・管理を甲に委託し、甲は受託する。
- 2 甲は上記1の業務を次のとおり行う。
 - (1) 入院患者及び親族等から委託を受けた預かり金は、適正な出納管理に努める。
 - (2) 甲は預かり金の出納に関する書類を整理保管し、乙から収支状況及び残高等について照会があった場合は、関係書類を提示し、説明するものとする。
- 3 甲は退院時には預かり金を精算し返却する。
- 4 乙の申し出により本約定は解除することができる。この場合、甲は速やかに預かり金を精算し返却するものとする。
- 5 乙は、預かり金の利息について、「入院患者等援助基金」に、寄付するものとする。
- 6 乙が、退院後5年を経過しても預かり金の残額を受領しない場合は、「入院患者等援助基金」に寄付するものとする。
- 7 甲は預かり金について甲の責に帰する事故等が生じた場合には、その責を負う。
- 8 その他不測の事態が起きた場合には、甲と乙は誠意をもって話し合いをする。
- 9 本約定を証するため、甲乙記名のうえ、各自1通を保有する。

令和
平成 年 月 日

甲 横浜市港南区芹が谷2-5-1

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立精神医療センター所長

乙（患者または親族等）住 所

電話番号

氏 名

続 柄

患者の住所

氏 名